

(2 号様式)

消 防 用 機 械 器 具 等 借 用 証 書

大和郡山市消防本部
消防長 様

住所
借受人
氏名

印

平成 年 月 日、次の条件により消防用機械器具等を借用致しました。

借 受 備 品 等	品名 数量
借 用 条 件	使用目的
	使用期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日まで
使 用 責 任 者	住所 電話 氏名
備 考	

消防用機械器具等貸付け管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和郡山市の財産のうち消防用機械器具等の備品について、地域住民による防災活動を強化することを目的として、消防防災上必要ある場合に、消防団及び地域防災組織等に対する貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付け基準)

第2条 消防用機械器具等の備品について、次の各号の1に該当する場合は、貸付けを行うことができるものとする。

- (1) 消防防災活動の事前配備として、消防団に貸付ける場合。
- (2) 消防防災活動の事前配備として、管理体制が整い、活動の成果が認められる自主防災組織に貸付ける場合。
- (3) 消防防災の訓練等を目的として、消防団、自主防災組織、各種団体等に貸し出場合。
- (4) 災害の発生、若しくは災害の発生が目前窮迫に予想される場合で、地域防災の為緊急使用される場合。

(貸付けの承認)

第3条 消防用機械器具等の備品の貸付けを受けようとする者は、あらかじめ消防長の承認を受けなければならない。ただし、災害時における緊急使用される場合はこの限りでない。

2 消防長は、前項の承認に際し、消防防災上必要な範囲で条件を付することができる。

(貸付け手続き)

第4条 消防用機械器具等の備品について貸付けを受けようとする者は、消防用機械器具等貸付け申請書(1号様式)をもって、申請しなければならない。

2 前項の申請があったときは、必要な審査を行い、第2条の基準に適合し地域防災に資すると認める場合は消防用機械器具等借用証書(2号様式)を徴して貸付けを行うものとする。

(貸付け期間)

第5条 消防用機械器具等備品の貸付け期間は、消防用機械器具等の貸付けを受けた日から1年以内とし借用証書に記載の期間とする。

(貸付けの取り消し等)

第6条 消防用機械器具等の貸付けについて、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを取り消し、又は利用方法を制限し、若しくは緊急に返還を求めるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 貸付け条件に違反したとき。
- (3) 緊急に公用の用に供する必要が生じたとき。
- (4) 消防用携帯無線機にあっては「消防用無線局運用管理規定」に違反したとき。

(借受人の遵守事項)

第7条 消防用機械器具等備品の借受人は、万全の注意をもって管理し、取り扱いについては次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 目的外の使用をしないこと
- (2) 使用にあたっては、使用説明書等を熟読し、適切な使用を行うこと。
- (3) 使用後は、適切な保守を行うこと。
- (4) 第三者に転貸しないこと。

(亡失、き損)

第8条 消防用機械器具等備品の借受人は、保管中又は使用中に当該備品を亡失又はき損したときは、直ちに消防長に報告しなければならない。

2 勝負お用機械器具等備品の借受人は、故意又は自己の責めに帰すべき理由により備品等を亡失又はき損したときは、消防長の指示に従い、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(管理)

第9条 消防本部所管課は、消防用機械器具等備品について、大和郡山市財産規則第56条の規定に基づく手続きを行い、貸付け管理簿を備え、貸付け備品の管理記録を行わなければならない。ただし、軽微なものについてはこれを省略できる。

附則

1 この要綱は平成8年7月1日より施行する。